

第1 建設工事、工事に伴う委託業務（設計・測量・建設コンサルタント等委託業務） における契約制度の改正について（お知らせ）

令和8年10月1日より、建設工事に係る契約制度を次のとおり改正しますので、御留意ください。

1. 電子契約の導入について

本市が締結する契約の一部について、業務効率の向上を図るため、紙の契約書に押印することに代えて、電子データで作成された契約書に電子署名を付与することで契約を締結する電子契約を導入します。

【適用対象】 原則、(1)、(2)のいずれにも該当するもの

(1)契約検査課、市民病院管理課及び上下水道局経営課が発注するもの

(2)令和8年10月1日以降に、入札公告または見積依頼（案件公開）を行う以下の
当初契約及び仮契約

- ① 工事（修繕）請負契約
- ② 工事に伴う委託業務契約
- ③ 物品購入（修繕）契約

【利用方法】

電子契約利用にあたり、インターネット環境と電子メールアドレスがあれば費用負担は不要です。

□一般競争入札の場合：入札参加申込時に「電子契約利用申出書」をCALSシステムにて提出
してください。

□随意契約の場合：決定から2営業日以内に電子メールにて「電子契約利用申出書」を提出
してください。

「電子契約利用申出書」は以下のホームページよりダウンロード可能です。

電子契約ホームページ <https://www.city.toyohashi.lg.jp/65314.htm>

2. 電子保証の導入について

本市が締結する契約の一部について、手続きの効率化、利便性の向上を図るため、保証会社等が発行する契約保証、前払金保証及び中間前払金保証について、従来の紙の保証証書に代えて、電子保証の取扱いを開始します。

【適用対象】 令和8年10月1日以降に契約締結する工事及び修繕

【利用方法】 電子保証の種類により利用方法が異なりますので、各保証会社等を利用するときの流れは以下のホームページをご確認ください。

電子保証ホームページ <https://www.city.toyohashi.lg.jp/65315.htm>

第2 建設工事、修繕、工事に伴う委託業務（設計・測量・建設コンサルタント等委託業務） における関係要領等の変更について

令和8年10月1日以降に公告する建設工事等について、様式及び要領を次のとおり変更しますので、御留意ください。

1. 着手届の廃止について

- 1) 建設工事等に着手するときの着手期日を通知する書類（様式）

【豊橋市契約規則第30条関係】

改正後	現 行
着手通知（受注者提出不要）	着手届（工事）
廃止	着手届（修繕）
廃止	着手届（業務）

※現行の着手届（受注者発→発注者宛）を廃止し、工事の場合を着手通知（工事担当課長発→契約検査課長宛）とします。受注者が作成、提出する必要はありません。

2. 現場代理人等通知書などの様式について

- 1) 工事及び修繕の現場代理人等の氏名その他必要な事項を発注者に通知する書類（様式）

【豊橋市工事請負契約約款第10条関係】

改正後	現 行
現場代理人等通知書	現場代理人・主任技術者 監理技術者・監理技術者補佐 専門等通知書 通知書
経歴書	現場代理人・主任技術者 監理技術者・監理技術者補佐 専門等通知書 経歴書
現場代理人等変更通知書	現場代理人・主任技術者 監理技術者・監理技術者補佐 専門等通知書 変更通知書
現場代理人兼務届	現場代理人兼任届
主任技術者等兼務届（建設業法第26条第3項第1号関係）	主任技術者兼任届
主任技術者等兼務届（建設業法第26条の5関係）	
主任技術者兼務届（建設業法施行令第27条第2項関係）	
監理技術者兼務届（建設業法第26条第3項第2号関係）	監理技術者兼務届

※現行の書類（様式）をすべて廃止し、現場代理人、各技術者の住所及び生年月日の記載を要しないものとします。

【豊橋市修繕請負契約約款第10条関係】

上表のとおり。ただし、改正後の書類（様式）において「工事」を「修繕」に書き換えて使用するものとします。

3. 土木系工事における週休2日制工事の改定について

1) 豊橋市週休2日工事実施要領の改訂

- ・補正係数の改定（国、県と同様の補正率に改定）費用計上は実施しません。
- ・週休2日については、完全週休2日、月単位の週休2日、通期の週休2日の形式とします。
- ・発注者は、週休2日の形式は指定しません。
- ・受注者は、実施する週休2日の形式を施工計画書に記載してください。
- ・受注者は、しゅん工時に達成した週休2日の形式を休日取得結果書（様式1）で発注者に報告してください。
- ・月次報告は廃止します。
- ・工事成績評定での減点を廃止します。

2) 土地改良系工事における豊橋市週休2日工事実施要領については、豊橋市週休2日工事実施要領に移行します。

※上記1、3については、施行日前の公告等により契約を締結した工事については、なお従前の例によることとします。

※上記2については、施行日前の公告等により契約を締結した工事についても、新しい様式を使用して頂いて構いません。

※新要領等については契約検査課ホームページ（下記リンク先）に掲載しております。

2－1. 現場代理人等通知書の様式

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/7307.htm>

3－1. 豊橋市週休2日工事実施要領

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/65497.htm>

3－2. 土地改良系工事における豊橋市週休2日工事実施要領

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/65498.htm>

問合せ先	豊橋市契約検査課	工事契約担当	電話	0532-51-2155・2156
		工事検査担当	電話	0532-51-2096・2100
	豊橋市上下水道局	経営課	電話	0532-51-2741・2706
	豊橋市民病院	管理課	電話	0532-33-6365